

指針、標準例の主な改正点

資料3-2

No.	指針・標準例名	該当箇所	改正理由	改正後	改正前	資料3-3 該当頁
制度改正						
WTO関係						
1	官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方	実施要項案作成から落札者決定までの一般的な流れ（新規案件の場合） 事業評価から次期事業の実施要項案作成までの一般的な流れ（継続案件の場合）	WTO案件については、公告期間50日以上は明記されているものの、意見招請の期間が少なくとも20日以上必要であることは明記されていないため追記。また、政府調達に関する運用指針（内閣官房）にない（80万SDR以上等）を追記。	実施機関において実施要項案の公表・意見募集を実施（2週間程度） ※WTO政府調達協定（80万SDR以上等）に該当する場合には20日間以上必要	実施機関において実施要項案の公表・意見募集を実施（2週間程度）	P1-2/16
2	官民・民間競争入札実施要項標準例（施設の管理・運営業務）	III. 4. (1) 入札の実施手続及びスケジュール 入札書類の受付期限	「国の物品等又は特定役務の調達手続の特別を定める政令の一部を改正する政令」（令和7年1月29日公布）及び「政府調達手続に関する運用指針等について」（令和7年1月28日一部改正）により定められた「政府調達手続に関する運用指針」を踏まえた改正	民間事業者の検討期間を考慮し、公告より40日以上の期間をおくことが望ましい（WTO政府調達協定の対象となる業務の場合は、「政府調達手続に関する運用指針」（※）により、特別の事情がない限り、官報公示後50日以上の期間が必要とされていることに留意すること。） ※「政府調達手続に関する運用指針等について」（平成26年3月31日関係省庁申合せ（令和7年1月28日一部改正））	民間事業者の検討期間を考慮し、公告より40日以上の期間をおくことが望ましい。（WTO政府調達協定の対象となる業務の場合は、政府調達に関するアクションプログラムにより、官報公示後50日以上の期間が必要とされていることに留意すること。）	P3/16
3	民間競争入札実施要項標準例（試験実施業務）	5. (1) 入札に係るスケジュール ④入札書提出期限	同上	民間事業者の検討期間を考慮し、公告より40日以上の期間をおくことが望ましい（WTO政府調達協定の対象となる業務の場合は、「政府調達手続に関する運用指針」（※）により、特別の事情がない限り、官報公示後50日以上の期間が必要とされていることに留意すること。） ※「政府調達手続に関する運用指針等について」（平成26年3月31日関係省庁申合せ（令和7年1月28日一部改正））	民間事業者の検討期間を考慮し、公告より40日以上の期間をおくことが望ましい（WTO政府調達協定の対象となる業務の場合は、政府調達に関するアクションプログラムにより、官報公示後50日以上の期間が必要とされていることに留意すること。）	P4/16
4	民間競争入札実施要項標準例（統計調査業務）	6. (1) 入札に係るスケジュール ④入札書提出期限	同上	民間事業者の検討期間を考慮し、公告より40日以上の期間をおくことが望ましい（WTO政府調達協定の対象となる業務の場合は、「政府調達手続に関する運用指針」（※）により、特別の事情がない限り、官報公示後50日以上の期間が必要とされていることに留意すること。） ※「政府調達手続に関する運用指針等について」（平成26年3月31日関係省庁申合せ（令和7年1月28日一部改正））	民間事業者の検討期間を考慮し、公告より40日以上の期間をおくことが望ましい。（WTO政府調達協定の対象となる業務の場合は、政府調達に関するアクションプログラムにより、官報公示後50日以上の期間が必要とされていることに留意すること。）	P5/16
5	民間競争入札実施要項標準例（OA関係）	5. (1) スケジュール	同上	(注2) WTO政府調達協定の対象となる業務の場合は、「政府調達手続に関する運用指針」（※）により、特別の事情がない限り、官報公示後50日以上の期間が必要とされていることに留意すること。 ※「政府調達手続に関する運用指針等について」（平成26年3月31日関係省庁申合せ（令和7年1月28日一部改正）） (対象外の業務の場合も、民間事業者の検討期間を考慮し、公告より40日以上の期間をおくことが望ましい。)	(注2) WTO政府調達協定の対象となる業務の場合は、政府調達に関するアクションプログラムにより、官報公示後50日以上の期間が必要とされていることに留意すること。（対象外の業務の場合も、民間事業者の検討期間を考慮し、公告より40日以上の期間をおくことが望ましい。)	P6/16

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標関係			
6	官民・民間競争入札実施要項標準例 (施設の管理・運営業務)	別紙1 【施設の管理・運営業務】 評価項目一覧表(参考) 5. ワーク・ライフ・バランス等の 推進に関する指標	<p>「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」の一部を改正する決定(令和7年3月31日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領の一部改正について(通知)」(令和7年3月31日内閣府男女共同参画局長通知)を踏まえた修正</p> <p>a.女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし #点 ・3段階目 #点 ・2段階目(※①) #点 ・1段階目(※①) #点 ・行動計画(※②) #点 …中略… <p>b.次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん #点 ・くるみん(令和7年4月1日以後の基準) ・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) #点 ・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準) ・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) #点 ・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) #点 ・くるみん(平成29年3月31日までの基準) #点 ・行動計画(令和7年4月1日以後の基準)(※②) …後略…
7	民間競争入札実施要項標準例 (試験実施業務)	別紙1 【試験実施業務】 評価項目一覧表(参考) 6. ワーク・ライフ・バランス等の 推進に関する指標	<p>a.女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし #点 ・3段階目 #点 ・2段階目(※①) #点 ・1段階目(※①) #点 ・行動計画(※②) #点 …中略… <p>b.次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん #点 ・くるみん(令和7年4月1日以後の基準) ・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) #点 ・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準) ・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) #点 ・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) #点 ・くるみん(平成29年3月31日までの基準) #点 ・行動計画(令和7年4月1日以後の基準)(※②) …後略…

8	民間競争入札実施要項標準例 (統計調査業務)	別紙1 評価項目一覧表(参考) 5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	同上	<p>a.女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし #点 ・3段階目 #点 ・2段階目(※①) #点 ・1段階目(※①) #点 ・行動計画(※②) #点 …中略… <p>b.次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん #点 ・くるみん(令和7年4月1日以後の基準) ・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) #点 ・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準) ・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) #点 ・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) #点 ・くるみん(平成29年3月31日までの基準) #点 ・行動計画(令和7年4月1日以後の基準)(※②) …後略… 	<p>a.女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし #点 ・3段階目 #点 ・2段階目(※①) #点 ・1段階目(※①) #点 ・行動計画(※②) #点 …中略… <p>b.次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん #点 ・くるみん(令和4年4月1日以降の基準) #点 ・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) #点 ・トライくるみん #点 ・くるみん(平成29年3月31日までの基準) #点 …後略… 	P9/16
引継ぎ						
9	官民・民間競争入札実施要項標準例 (施設の管理・運営業務)	III. 1. 1.1.7 業務の引継ぎ (1) 現行の事業者(又は【国の行政機関等の長等】)からの引継ぎ (2) 本業務終了の際の引継ぎ	引継ぎ要件の費用負担について、「現行の事業者と新しく受注する事業者のそれぞれの負担について記載すべきではないか。」との委員会審議を踏まえた修正。	<p>(1) 現行の事業者(又は【国の行政機関等の長等】)からの引継ぎ</p> <p>…中略…</p> <p>なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した民間事業者に発生した費用は、当該事業者が負担することとし、それ以外の費用は現行の事業者(又は【国の行政機関等の長等】)の負担となる。</p> <p>(2) 本業務終了の際の引継ぎ</p> <p>…中略…</p> <p>なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した民間事業者に発生した費用は、当該事業者が負担することとし、それ以外の費用は次期事業者の負担となる。</p> <p>※引継ぎ費用を現行事業者に負担させることができない場合は、発注者が負担する等、新たに受注する事業者の負担とならないようにする。</p>	<p>(1) 現行の事業者(又は【国の行政機関等の長等】)からの引継ぎ</p> <p>…中略…</p> <p>なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の事業者(又は【国の行政機関等の長等】)の負担となる。</p> <p>(2) 本業務終了の際の引継ぎ</p> <p>…中略…</p> <p>なお、その際の業務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した民間事業者の負担となる。</p>	P10/16

10	民間競争入札実施要項標準例 (試験実施業務)	2.(1). へ業務の引継ぎ (イ) 現行の事業者(又は【国の行政機関等の長等】)からの引継ぎ (ロ) 請負期間満了の際の引継ぎ	同上	(イ) 現行の事業者(又は【国の行政機関等の長等】)からの引継ぎ …中略… なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した民間事業者に発生した費用は、当該事業者が負担することとし、それ以外の費用は現行の事業者(又は【国の行政機関等の長等】)の負担となる。 (ロ) 請負期間満了の際の引継ぎ …中略… なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した民間事業者に発生した費用は、当該事業者が負担することとし、それ以外の費用は次期事業者の負担となる。 ※引継ぎ費用を現行事業者に負担させることができない場合は、発注者が負担する等、新たに受注する事業者の負担とならないようにする。	(イ) 現行の事業者(又は【国の行政機関等の長等】)からの引継ぎ …中略… なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の事業者(又は【国の行政機関等の長等】)の負担となる。 (ロ) 請負期間満了の際の引継ぎ …中略… なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した民間事業者の負担となる。	P11-12/16
11	民間競争入札実施要項標準例 (統計調査業務)	3.(1). ③業務の引継ぎ イ 現行の事業者(又は##省)からの引継ぎ ロ 請負期間満了の際の引継ぎ	同上	イ 現行の事業者(又は##省)からの引継ぎ …中略… なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した民間事業者に発生した費用は、当該事業者が負担することとし、それ以外の費用は現行の事業者(又は##省)の負担となる。 ロ 請負期間満了の際の引継ぎ …中略… なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した民間事業者に発生した費用は、当該事業者が負担することとし、それ以外の費用は次期事業者の負担となる。 ※引継ぎ費用を現行事業者に負担させることができない場合は、発注者が負担する等、新たに受注する事業者の負担とならないようにする。	イ 現行の事業者(又は##省)からの引継ぎ …中略… なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の事業者(又は##省)の負担となる。 ロ 請負期間満了の際の引継ぎ …中略… なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した民間事業者の負担となる。	P13-14/16
12	民間競争入札実施要項標準例 (OA関係)	2.(1). ウ 請負業務の引継ぎ (ア) 現行請負者又は当省からの引継ぎ (イ) 請負期間満了の際の引継ぎ	同上	(ア) 現行請負者又は当省からの引継ぎ …中略… なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した請負者に発生した費用は、当該請負者が負担することとし、それ以外の費用は現行請負者(又は当省)の負担となる。 (イ) 請負期間満了の際の引継ぎ …中略… なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した請負者に発生した費用は、当該請負者が負担することとし、それ以外の費用は次期請負者の負担となる。 ※引継ぎ費用を現行請負者に負担させることができない場合は、発注者が負担する等、新たに受注する請負者の負担とならないようにする。	(ア) 現行の請負者又は当省からの引継ぎ …中略… なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行請負者(又は当省)の負担となる。 (イ) 請負期間満了の際の引継ぎ …中略… なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した請負者の負担となる。	P15/16
その他						

13	官民・民間競争入札実施要項標準例 (施設の管理・運営業務)	別紙1【施設の管理・運営業務】 評価項目一覧表(参考) 6.賃上げの実施を表明した企業等	通達の日付・文書番号の追記と、年度・字句の修正のため。	「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)及び同通知において別途通知するとされている率※を参照のこと。 ※別途通知する率は、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第2(1)及び(2)に定める率について」(令和3年12月17日財務大臣通知)に基づき、令和7年度についても、大企業3%、中小企業1.5%とされている。	「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」における別途通知する率※を参照のこと。 ※別途通知する率は、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第2(1)及び(2)に定める率について」(令和3年12月17日財務大臣通知)に基づき、令和4年度については、大企業3%、中小企業1.5%とされている。	再掲 P7/16
14	民間競争入札実施要項標準例 (試験実施業務)	別紙1【試験実施業務】評価項目一覧表(参考) 7.賃上げの実施を表明した企業等	同上	「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)及び同通知において別途通知するとされている率※を参照のこと。 ※別途通知する率は、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第2(1)及び(2)に定める率について」(令和3年12月17日財務大臣通知)に基づき、令和7年度についても、大企業3%、中小企業1.5%とされている。	「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」における別途通知する率※を参照のこと。 ※別途通知する率は、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第2(1)及び(2)に定める率について」(令和3年12月17日財務大臣通知)に基づき、令和4年度については、大企業3%、中小企業1.5%とされている。	再掲 P8/16
15	民間競争入札実施要項標準例 (統計調査業務)	別紙1 評価項目一覧表(参考) 6.賃上げの実施を表明した企業等	同上	「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)及び同通知において別途通知するとされている率※を参照のこと。 ※別途通知する率は、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第2(1)及び(2)に定める率について」(令和3年12月17日財務大臣通知)に基づき、令和7年度についても、大企業3%、中小企業1.5%とされている。	「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」における別途通知する率※を参照のこと。 ※別途通知する率は、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第2(1)及び(2)に定める率について」(令和3年12月17日財務大臣通知)に基づき、令和4年度については、大企業3%、中小企業1.5%とされている。	再掲 P9/16
16	民間競争入札実施要項標準例 (OA関係)	6. #####運用管理業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項 (3) 総合評価点 【賃上げに関する項目】	同上	「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)に基づき、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行うこと。	賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行うこと。	P16/16